○農林水産省令第三十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百八十二条第四項、第二百七条において準用する第百九十五条第一項及び第百九十六条並びに第二百二十六条並びに農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　（略） 2～9　（略） 10　保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第五項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。 申し出た割合 ／ 金額 百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五 ／ 基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額 百分の七十 ／ 基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額 百分の六十 ／ 基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額 （農業収入金額の算定方法） **第百八十七条**　（略） 2　（略） 3　法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第十項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。 （補塡対象金額） **第百九十三条**　法第百八十二条第四項の補塡対象金額は、基準補塡金額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十、百分の五十、百分の四十、百分の三十、百分の二十又は百分の十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。 2　（略） （通常責任保険金額） **第二百四十六条**　令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別及び第百七十五条第十項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合の別（以下この節において「保険限度額区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。 2　前項の危険段階別通常標準被害率は、農林水産大臣が保険限度額区分等ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。	（青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　（略） 2～9　（略） （新設） （農業収入金額の算定方法） **第百八十七条**　（略） 2　（略） 3　法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、一定の調整を加えて算定するものとする。 （補塡対象金額） **第百九十三条**　法第百八十二条第四項の補塡対象金額は、基準補塡金額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。 2　（略） （通常責任保険金額） **第二百四十六条**　令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別（以下この節において「保険限度額区分」という。）ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。 2　前項の危険段階別通常標準被害率は、農林水産大臣が保険限度額区分ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。